

○内閣府令第三十五号

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年六月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第五項第一号中「会社法」の下に「（平成十七年法律第八十六号）」を加える。

第百十一条第一号中「他の法人等を代表する者である」を「当該投資法人の設立時執行役員に就任した場合において投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）第七十四条第六号に定める

重要な兼職に該当する事実があることとなる」に改め、「（重要でないものを除く。）」を削り、同条第三号中「他の法人等を代表する者である」を「当該投資法人の設立時監督役員に就任した場合において投資法人の計算に関する規則第七十四条第六号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなる」に改め、「（重要でないものを除く。）」を削る。

第一百八条第一項第一号中「議案」の下に「及び提案の理由」を加える。

第二百二十六条第二号中「判断」の下に「及びその理由」を加える。

第二百二十八条中「投資口を当該投資口を発行した投資法人以外の者から取得した者が投資証券を提示して請求をした場合」を「次に掲げる場合」に改め、同条に次の各号を加える。

一 投資口取得者（法第七十九条第三項において読み替えて準用する会社法第三百三十三条第一項に規定する投資口取得者をいう。次号において同じ。）が投資証券を提示して請求をしたとき。

二 投資口取得者が法第八十八条第一項又は第四百十九条の十七第一項の規定による売却に係る投資口を取得した者である場合において、当該売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

第二百二十九条第四号及び第三百三十一条第四号中「必要、かつ、不可欠」を「必要かつ不可欠」に改める。

第四百二十二条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 提案の理由（議案が執行役員の提出に係るものに限り、投資主総会において一定の事項を説明しなければならぬ議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）

第四百四十三条第一項第三号中「他の法人等を代表する者である」を「当該投資法人の執行役員に就任した場合において投資法人の計算に関する規則第七十四条第六号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなる」に改め、「（重要でないものを除く。）」を削る。

第四百四十四条第一項第三号中「他の法人等を代表する者である」を「当該投資法人の監督役員に就任した場合において投資法人の計算に関する規則第七十四条第六号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなる」に改め、「（重要でないものを除く。）」を削り、同項第五号中「及び担当」を削る。

第四百四十五条第六号中「当該投資法人の親法人」を「当該投資法人、その親法人」に改める。

第四百四十八条の次に次の一条を加える。

（責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等）

第四百四十八条の二 次の各号に掲げる場合において、執行役員が法第一百五十六条の六第六項（同条第十一項又は第十二項において読み替えて準用する会社法第四百二十七条第五項において準用する場合を含む）

に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、投資主総会参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等に与える第六十八条に規定する財産上の利益の内容を記載しなければならぬ。

一 法第一百五十六条の六第三項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合

二 法第一百五十六条の六第七項の規定により定めた規約に基づき役員等の責任を免除した場合

三 法第一百五十六条の六第十二項において読み替えて準用する会社法第四百二十七条第一項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について会計監査人が損害を賠償する責任を負わないとされた場合

合

第五百五十四条第一項第二号中「（平成十八年内閣府令第四十七号）」を削る。

第五百八十七条第一項第一号中「議案」の下に「及び提案の理由」を加える。

第九百九十三条第三項第二号中「第二条第二項第十号」を「第二条第二項第四号」に改める。

第二百五十条第二号中「判断」の下に「及びその理由」を加える。

(投資法人の計算に関する規則の一部改正)

第二条 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

「第二節 のれん

第一款 通則（第九条）

目次中

第二款 吸収合併（第十条―第十二条）

を「第二節 のれん（第九条―第十四条）」に

第三款 新設合併（第十三条・第十四条）」

改める。

第二条第一項中「、「デリバティブ取引」及び「デリバティブ取引」を削り、同条第二項第十五号中「」又はデリバティブ取引」の下に「（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第十四項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この条及び第三十一条第一号において同じ。）」を加え、「損失の可能性」を「損失の危険」に、「当該可能性」を「当該損失の危険」に改め、同号を同項第十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

十八 資産除去債務 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。

十九 金融商品 金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。

二十 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

第二条第二項中第十四号を第十六号とし、第十一号から第十三号までを削り、同項第十号中「一の投資法人の有する財産に付された新設合併直前の帳簿価額を当該財産に付すべき新設合併設立法人における帳簿価額とすべき場合における当該一の投資法人」を「新設合併により支配取得をするもの」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の三号を加える。

十三 投資主資本承継消滅法人 新設合併消滅法人が投資主資本承継消滅法人となることを定めたときにおける当該新設合併消滅法人をいう。

十四 非対価交付消滅法人 新設合併消滅法人の投資主に交付する新設合併対価が存しない場合における当該新設合併消滅法人をいう。

十五 非投資主資本承継消滅法人 投資主資本承継消滅法人及び非対価交付消滅法人以外の新設合併消滅法人をいう。

第二条第二項中第九号を削り、同項第八号を第十一号とし、同項第七号中「(法第百四十八条第一項第一号に規定する新設合併消滅法人をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同項第十号とし、同項第六号中「(法第百四十八条第一項に規定する新設合併をいう。以下同じ。)」を削り、「同項第二号」を「法第百四十八条第一項第二号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号を次のように改め、同号を同項第八号とする。

五 先行取得分投資口 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものをいう。

イ 吸収合併の場合 吸収合併の直前に吸収合併存続法人が有する吸収合併消滅法人の投資口又は吸収合併の直前に吸収合併消滅法人が有する当該吸収合併消滅法人の投資口

ロ 新設合併(法第百四十八条第一項に規定する新設合併をいう。以下同じ。)の場合 各新設合併

消滅法人（同項第一号に規定する新設合併消滅法人をいう。以下同じ。）が有する当該新設合併消滅法人の投資口及び他の新設合併消滅法人の投資口

第二条第二項中第四号の二を削り、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、同項第一号の次に次の三号を加える。

二 投資主資本等 投資法人の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失をいう。

三 支配取得 投資法人が他の投資法人（当該投資法人と当該他の投資法人が共通支配下関係にある場合における当該他の投資法人を除く。以下この号において同じ。）又は当該他の投資法人の事業に対する支配を得ることをいう。

四 共通支配下関係 二以上の投資法人が同一の者（人格のないものを含む。）に支配（一時的な支配を除く。以下この号において同じ。）をされている場合又は二以上の投資法人のうちの一の投資法人が他のすべての投資法人を支配している場合における当該二以上の投資法人に係る関係をいう。

第八条第一項中「吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財

産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合」を「吸収合併が当該吸収合併存続法人による支配取得に該当する場合その他の吸収合併対象財産に時価を付すべき場合」に改める。

第二編第二章第二節を次のように改める。

第二節 のれん

第九条 投資法人は、吸収合併又は新設合併をする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

第十条から第十四条まで 削除

第十六条中「金銭の金額（外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合にあつては、法第八十二条第一項第三号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、法第八十四条第一項において準用する会社法第二百八条第一項の規定により払込みを受けた日）の為替相場に基づき算出された金額）」を「金銭の額（次の各号に掲げる場合における金銭にあつては、当該各号に定める額）」に改め、同条に次の各号を加える。

一 外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該外国の通貨に

つき法第八十二条第一項第三号の期日（同条第二項の場合にあつては同条第三項第二号に掲げる方法により確定した同号の期日、同条第一項第三号の期間を定めた場合にあつては法第八十四条第一項において準用する会社法第二百八条第一項の規定により払込みを受けた日。次号において同じ。）の為替相場に基づき算出された額

二 当該払込みを受けた金銭の額（外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合における当該外国の通貨につき法第八十二条第一項第三号の期日の為替相場に基づき算出された額を含む。）により出資総額増加額を計算することが適切でない場合 当該金銭の当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額

第二十一条第三項中「必要、かつ、適當」を「必要かつ適當」に改める。

第二十二条及び第二十三条を次のように改める。

（吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続法人の投資口である場合における吸収合併存続法人の投資主資本等の変動額）

第二十二条 吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続法人の投資口である場合には、吸収合併存続法

人において変動する投資主資本等の総額（次項において「投資主資本等変動額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる額とする。

一 当該吸収合併が支配取得に該当する場合（吸収合併消滅法人による支配取得に該当する場合を除く。）
吸収合併対価時価又は吸収合併対象財産の時価を基礎として算定する方法（次号において「吸収合併対価時価等を基礎として算定する方法」という。）

二 吸収合併存続法人と吸収合併消滅法人が共通支配下関係にある場合 吸収合併対象財産の吸収合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（吸収合併対価時価等を基礎として算定する方法によるべき部分にあつては、当該方法。次号において「帳簿価額等を基礎として算定する方法」という。）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 帳簿価額等を基礎として算定する方法

2 吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続法人の投資口である場合には、吸収合併存続法人の出資総額及び出資剰余金の増加額は投資主資本等変動額の範囲内で吸収合併存続法人が吸収合併契約の定めに従いそれぞれ定めた額とし、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額は変動しないものとする。ただし、投資主資本等変動額が零未満の場合には、当該投資主資本等変動額を任意積立金及

び当期末処分利益又は当期末処理損失の変動額とし、出資総額及び出資剰余金の額は変動しないものとする。

(投資主資本等を引き継ぐ場合における吸収合併存続法人の投資主資本等の変動額)

第二十三条 前条の規定にかかわらず、吸収合併対価の全部が吸収合併存続法人の投資口である場合であつて、吸収合併消滅法人における吸収合併の直前の投資主資本等を引き継ぐものとして計算することができる。適切であるときには、吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の出資総額、出資剰余金並びに任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額をそれぞれ当該吸収合併存続法人の出資総額、出資剰余金並びに任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の変動額とすることができる。ただし、先行取得分投資口がある場合にあつては、当該先行取得分投資口の帳簿価額を吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の出資剰余金の額から減じて得た額を吸収合併存続法人の出資剰余金の変動額とする。

2 吸収合併対価が存しない場合であつて、吸収合併消滅法人における吸収合併の直前の投資主資本等を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の出資総額及び出資剰余金の合計額を当該吸収合併存続法人の出資剰余金の変動額とし、吸収合併の直前の任意

積立金及び当期末処分利益又は当期末処分損失の額を当該吸収合併存続法人の任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処分損失の変動額とすることができる。ただし、先行取得分投資口がある場合にあっては、当該先行取得分投資口の帳簿価額を吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の出資総額及び出資剰余金の合計額から減じて得た額を吸収合併存続法人の出資剰余金の変動額とする。

第二十六条第一項中「金銭の金額（外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合にあっては、払込みがあつた日の為替相場に基づき算出された金額）」を「金銭の額（次の各号に掲げる場合における金銭にあつては、当該各号に定める額）」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該外国の通貨につき払込みがあつた日の為替相場に基づき算出された金額
- 二 当該払込みを受けた金銭の額（外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合における当該外国の通貨につき払込みがあつた日の為替相場に基づき算出された金額を含む。）により出資総額として計上すべき額を計算することが適切でない場合 当該金銭の当該払込みをした者における当該払込みの

直前の帳簿価額

第二十七条から第三十条までを次のように改める。

(支配取得に該当する場合における新設合併設立法人の投資主資本等)

第二十七条 新設合併が支配取得に該当する場合には、新設合併設立法人の設立時の投資主資本等の総額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（次項において「投資主資本等変動額」という。）とする。

一 新設合併取得法人に係る部分 当該新設合併取得法人の財産の新設合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法により定まる額

二 新設合併取得法人以外の新設合併消滅法人に係る部分 当該新設合併消滅法人の投資主に交付される新設合併対価時価又は新設合併対象財産の時価を基礎として算定する方法により定まる額

2 新設合併が支配取得に該当する場合には、当該新設合併設立法人の設立時の出資総額及び出資剰余金の額は投資主資本等変動額の範囲内で新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従いそれぞれ定めた額とし、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額は零とする。ただし、投資主資本等変動額が零未満の場合には、当該額を設立時の当期末処理損失の額とし、出資総額、出資剰余金及び任意積

立金の額は零とする。

3 前二項の規定にかかわらず、新設合併が支配取得に該当する場合は、新設合併設立法人の設立時の出資総額、出資剰余金並びに任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める規定を準用してそれぞれ算定される額の合計額とすることができらる。

一 新設合併取得法人に係る部分 第二十九条

二 新設合併取得法人以外の新設合併消滅法人に係る部分 第一項（同項第一号に係る部分を除く。）及び前項

（共通支配下関係にある場合における新設合併設立法人の投資主資本等）

第二十八条 新設合併消滅法人の全部が共通支配下関係にある場合には、新設合併設立法人の設立時の投資主資本等の総額は、新設合併対象財産の新設合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前条第一項第二号に規定する方法によるべき部分にあつては、当該方法）に従い定まる額とする。

2 新設合併消滅法人の全部が共通支配下関係にある場合には、新設合併設立法人の設立時の出資総額、

出資剰余金並びに任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める規定を準用してそれぞれ算定される額の合計額とする。

一 投資主資本承継消滅法人に係る部分 次条第一項

二 非投資主資本承継消滅法人に係る部分 前条第二項

(投資主資本等を引き継ぐ場合における新設合併設立法人の投資主資本等)

第二十九条 新設合併消滅法人の全部が共通支配下関係にある場合であつて、新設合併消滅法人における新設合併の直前の投資主資本等を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、新設合併の直前の各新設合併消滅法人の出資総額、出資剰余金並びに任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額の各合計額をそれぞれ当該新設合併設立法人の設立時の出資総額、出資剰余金並びに任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額とすることができる。ただし、先行取得分投資口がある場合にあつては、当該先行取得分投資口の帳簿価額を新設合併の直前の各新設合併消滅法人の出資剰余金の合計額から減じて得た額を新設合併設立法人の設立時の出資剰余金の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の場合であつて、非対価交付消滅法人があるときには、当該非対価交

付消滅法人の出資総額及び出資剰余金の合計額を当該非対価交付消滅法人の出資剰余金の額とみなし、当該非対価交付消滅法人の任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額を当該非対価交付消滅法人の任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額とみなして、同項の規定を適用する。
(その他の場合における新設合併設立法人の投資主資本等)

第三十条 第二十七条第一項及び第二十八条第一項に規定する場合以外の場合には、新設合併設立法人の設立時の出資総額、出資剰余金並びに任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額は、前二条の例により計算する。

第三十七条第三項第一号ホ中「、原材料等」を「及び原材料（これらに準ずるものを含む。）」に改め、同号リ中「できる」を「することができる」に改め、同項第二号ニ中「耐用年数」を「耐用年数が」に改める。

第三十八条第二項第一号チ中「支払又は返済される」を「支払われ、又は返済される」に改め、同号チを同号リとし、同号トの次に次のように加える。

チ 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの

第三十八条第二項第二号中へをトとし、同号ホの次に次のように加える。

へ 資産除去債務のうち、前号チに掲げるもの以外のもの

第四十四条中「親法人又は子法人」を「親法人（法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。）又は子法人（法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。以下同じ。）」に改める。

第四十九条第二項中「、営業損失金額」を「営業損失金額」に改める。

第五十条第一項中「加算して」を「加えて」に改め、同条第二項中「、経常損失金額」を「経常損失金額」に改める。

第五十一条第一項中「加算して」を「加えて」に改め、同条第二項中「、税引前当期純損失金額」を「税引前当期純損失金額」に改める。

第五十三条第二項中「、当期純損失金額」を「当期純損失金額」に改める。

第五十八条第七号の次に次の二号を加える。

七の二 金融商品に関する注記

七の三 賃貸等不動産に関する注記

第六十六条の次に次の二条を加える。

(金融商品に関する注記)

第六十六条の二 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの(重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 金融商品の状況に関する事項

二 金融商品の時価に関する事項

(賃貸等不動産に関する注記)

第六十六条の三 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの(重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

二 賃貸等不動産の時価に関する事項

第六十七条第四項第六号中「第七十五条第一号において同じ。」を削る。

第七十三条第一項第六号中「デリバティブ取引」の下に「(法第二条第六項に規定するデリバティブ取引をいう。第八十条において同じ。)」を加える。

第七十四条第三号を次のように改める。

三 削除

第七十四条第五号中「当該営業期間中に」を削り、「事項」の下に「（当該営業期間前の営業期間に係る資産運用報告の内容としたものを除く。）」を加え、同号ハ中「あった」を「ある」に改め、同条第六号中「（第三号に掲げる事項を除く。）」を削る。

第七十五条第一号中「における主要投資主」を「において発行済投資口（自己投資口を除く。）の総数に対するその有する投資口の数の割合が高いことにおいて上位である十名の投資主」に、「及び当該投資主」を「、当該投資主」に、「当該投資法人の投資口の口数」を「投資口の数及び当該投資主の有する投資口に係る当該割合」に改める。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二号中「判断」の下に「及びその理由」を加える。

第三十九条に次の一号を加える。

六 特定出資取得者が法第三十八条において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による売却に係る特定出資を取得した者である場合において、当該売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

第四十条に次の一号を加える。

四 特定出資取得者が法第三十八条において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による売却に係る特定出資を取得した者である場合において、当該売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

第四十八条中「優先出資取得者（法第四十五条第三項において読み替えて準用する会社法第三百三十三条第一項に規定する優先出資取得者をいう。）が優先出資証券を提示して請求をした場合」を「次に掲げる場合」に改め、同条に次の各号を加える。

一 優先出資取得者（法第四十五条第三項において読み替えて準用する会社法第三百三十三条第一項に規定する優先出資取得者をいう。次号において同じ。）が優先出資証券を提示して請求をしたとき。

二 優先出資取得者が法第五十条第三項において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項の規

定による売却又は法第五十条第三項において読み替えて準用する会社法第二百三十五条第一項の規定による競売に係る優先出資を取得した者である場合において、当該売却又は競売に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

第七十一条第一項第一号中「議案」の下に「及び提案の理由」を加える。

(特定目的会社の計算に関する規則の一部改正)

第四条 特定目的会社の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「」又はデリバティブ取引」の下に「(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第十四項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この条及び第十八条において同じ。)」を加え、「損失の可能性」を「損失の危険」に、「当該可能性」を「当該損失の危険」に改め、同項に次の四号を加える。

- 六 共通支配下関係 二以上の者(人格のないものを含む。以下この号において同じ。)が同一の者に支配(一時的な支配を除く。以下この号において同じ。)をされている場合又は二以上の者のうちの一の者が他のすべての者を支配している場合における当該二以上の者に係る関係をいう。

七 資産除去債務 有形固定資産（特定資産の部に表示される資産であつてこれに相当するものを含む。以下この号において同じ。）の取得、建設、開発又は通常の使用によつて生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。

八 金融商品 金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。

九 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

第八条第一項第一号中「金銭の金額（外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合にあつては、法第三十六条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、同条第五項において準用する会社法第二百八条第一項の規定により払込みを受けた日）の為替相場に基づき算出された金額）」を「金銭の額（次のイ又はロに掲げる場合における金銭にあつては、当該イ又はロに定める額）」に改め、同号に次のように加える。

イ 外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合（ロに掲げる場合を除く。） 当該外国の通貨につき法第三十六条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、同条第五項において準用する会社法第二百八条第一項の規定により払込みを受けた日。ロにおいて同じ。）の為替相場に基づき算出された額

ロ 当該払込みを受けた金銭の額（外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合における当該外国の通貨につき法第三十六条第一項第四号の期日の為替相場に基づき算出された額を含む。）により特定資本金増加額を計算することが適切でない場合 当該金銭の当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額

第八条第一項第二号中「給付を受けた金銭以外の財産の法第三十六条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、同条第五項において準用する会社法第二百八条第二項の規定により給付を受けた日）における価額」を「現物出資財産（法第三十六条第五項において準用する会社法第二百七条第一項に規定する現物出資財産をいう。以下この条において同じ。）の給付を受けた場合にあつては、当該現物出資財産の法第三十六条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、同条第五項において

準用する会社法第二百八条第二項の規定により給付を受けた日)における価額(次のイ又はロに掲げる場合における現物出資財産にあつては、当該イ又はロに定める額)」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該特定目的会社と当該現物出資財産の給付をした者が共通支配下関係にある場合(当該現物出資財産に時価を付すべき場合を除く。)

当該現物出資財産の当該給付をした者における当該給付の直前の帳簿価額

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、当該給付を受けた現物出資財産の価額により特定資本金増加額を計算することが適切でないとき

イに規定する帳簿価額

第九条中「(外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合にあつては、同項の規定により払込みを受けた日の為替相場に基づき算出された金額)」を「(次の各号に掲げる場合における金銭にあつては、当該各号に定める額)」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合(次号に掲げる場合を除く。)
- 当該外国の通貨につき法第四十二条第一項の登記の日の為替相場に基づき算出された額
- 二 当該払込みを受けた金銭の額(外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合における当該外国の

通貨につき法第四十二条第一項の登記の日の為替相場に基づき算出された額を含む。)により優先資本増加額を計算することが適切でない場合 当該金銭の当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額

第十条第二項第二号中「金銭の金額(外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合にあつては、行使時の為替相場に基づき算出された金額)」を「金銭の額(次のイ又はロに掲げる場合における金銭にあつては、当該イ又はロに定める額)」に改め、同号に次のように加える。

イ 外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合(ロに掲げる場合を除く。) 当該外国の通貨につき当該払込みの時の為替相場に基づき算出された額

ロ 当該払込みを受けた金銭の額(外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合における当該外国の通貨につき当該払込みの時の為替相場に基づき算出された額を含む。)により優先資本増加額を計算することが適切でない場合 当該金銭の当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額

第十一条第一項第一号中「同項の現物出資財産等(法第十九条第一項の財産に限る。)」を「法第十六

条第三項第一号の財産」に改める。

第十七条第一項第一号中「(外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合にあっては、払込みがあった日の為替相場に基づき算出された金額)」を「(次のイ又はロに掲げる場合における金銭にあっては、当該イ又はロに定める額)」に改め、同号に次のように加える。

イ 外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合(ロに掲げる場合を除く。)
当該外国の通貨につき払込みがあった日の為替相場に基づき算出された金額

ロ 当該払込みを受けた金銭の額(外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合における当該外国の通貨につき払込みがあった日の為替相場に基づき算出された金額を含む。)
により特定資本金の額として計上すべき額を計算することが適切でない場合
当該金銭の当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額

第十七条第一項第二号中「給付を受けた金銭以外の財産の給付があった日における当該財産の価額」を「金銭以外の財産(以下この条において「現物出資財産」という。)の給付を受けた場合にあっては、当該現物出資財産の給付があった日における価額(次のイ又はロに掲げる場合における現物出資財産にあつ

ては、当該イ又はロに定める額)」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該特定目的会社と当該現物出資財産の給付をした者が共通支配下関係となる場合（当該現物出資財産に時価を付すべき場合を除く。） 当該現物出資財産の当該給付をした者における当該給付の直前の帳簿価額

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、当該給付を受けた現物出資財産の価額により特定資本金の額として計上すべき額を計算することが適切でないとき イに規定する帳簿価額

第十七条第三項中「第一項」を「第一項第二号」に、「設立時に発起人が出資する金銭以外の財産」を「現物出資財産」に、「当該財産」を「当該現物出資財産」に改める。

第二十七条第一項第一号ヨ中「できる」を「することができる」に改め、同項第二号へ中「耐用年数」を「耐用年数が」に改める。

第二十九条第一号ル中「支払又は返済される」を「支払われ、又は返済される」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号ヌの次に次のように加える。

ル 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの

第二十九条第二号中ホをへとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 資産除去債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの

第四十条第三項中「、営業損失金額」を「営業損失金額」に改める。

第四十一条第一項中「加算して」を「加えて」に改め、同条第二項中「、経常損失金額」を「経常損失金額」に改める。

第四十二条第一項中「加算して」を「加えて」に改め、同条第二項中「、税引前当期純損失金額」を「税引前当期純損失金額」に改める。

第四十四条第二項中「、当期純損失金額」を「当期純損失金額」に改める。

第四十九条第七号の次に次の二号を加える。

七の二 金融商品に関する注記

七の三 賃貸等不動産に関する注記

第五十七条の次に次の二条を加える。

(金融商品に関する注記)

第五十七条の二 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一 金融商品の状況に関する事項

二 金融商品の時価に関する事項

（賃貸等不動産に関する注記）

第五十七条の三 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

二 賃貸等不動産の時価に関する事項

第六十五条第三号を次のように改める。

三 削除

第六十五条第六号中「当該事業年度中に」を削り、「事項」の下に「（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同号口中「あった」を「ある」に改め、同条第七号中「（第三号に掲げる事項を除く。）」を削る。

第六十六条第一項第一号中「総口数の十分の一以上の口数を有する」を「総数に対するその有する特定

出資又は優先出資の数の割合が高いことにおいて上位である十名の」に、「及び当該社員」を、「当該社員」に、「当該特定目的会社の特定出資及び優先出資の口数（異なる種類の優先出資を発行する特定目的会社にあつては、優先出資の種類及び種類ごとの口数）」を「特定出資又は優先出資の口数（異なる種類の優先出資を発行する特定目的会社にあつては、優先出資の種類及び種類ごとの口数を含む。）及び当該特定社員又は優先出資社員の有する特定出資又は優先出資に係る当該割合」に改める。

第六十七条第一号中「当該特定目的会社の役員」の下に「（当該事業年度の末日において在任している者に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第六十八条第七号中「当該事業年度中に」を削り、「事項」の下に「（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同号ハ中「あつた」を「ある」に改める。

第六十九条第五項第三号を次のように改める。

三 他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが第六十五条第七号の重要な兼職に該当する当該特定目的会社の役員（会計参与を除く。）

についての当該兼職の状況の明細（重要でないものを除く。）

第六十九条に次の一項を加える。

7 第五項第三号の明細については、同号の他の法人等の事業が当該特定目的会社の事業と同一の部類のものであるときは、その旨を付記しなければならない。

第七十条第七項中「、当該招集通知」を「当該招集通知」に改める。

（特定目的会社の社員総会に関する規則の一部改正）

第五条 特定目的会社の社員総会に関する規則（平成十八年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、社員総会において一定の事項を説明しなければならぬ議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）

第十二条第三号中「他の法人その他の団体を代表する者である」を「当該特定目的会社の取締役が就任した場合において特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）第六十五条第七号

に定める重要な兼職に該当する事実があることとなる」に改め、「（重要でないものを除く。）」を削る。

第十四条第三号中「他の法人その他の団体を代表する者である」を「当該特定目的会社の監査役に就任した場合において特定目的会社の計算に関する規則第六十五条第七号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなる」に改め、「（重要でないものを除く。）」を削り、同条第四号中「及び担当」を削る。

第二十五条第一項第二号中「（平成十八年内閣府令第四十四号）」を削る。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第六条 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、「デリバティブ取引」」及び「、「デリバティブ取引」を削り、同条第二項に次の三号を加える。

三 資産除去債務 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。

四 金融商品 金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引（財務諸表等の用語、様式及び作

成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第十四項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。
）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。

五 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

第十二条第三項第一号リ中「できる」を「することができる」に改め、同項第二号ニ中「耐用年数」を「耐用年数が」に改める。

第十九条第二項第一号ト中「支払又は返済される」を「支払われ、又は返済される」に改め、同号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

ト 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの

第十九条第二項第二号中ニをホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 資産除去債務のうち、前号トに掲げるもの以外のもの

第四十七条第二項中「、営業損失金額」を「営業損失金額」に改める。

第四十八条第一項中「加算して」を「加えて」に改め、同条第二項中「、經常損失金額」を「經常損失金額」に改める。

第四十九条第一項中「加算して」を「加えて」に改め、同条第二項中「、税引前当期純損失金額」を「税引前当期純損失金額」に改める。

第五十一条第二項中「、当期純損失金額」を「当期純損失金額」に改める。

第五十五条の三第四号の次に次の二号を加える。

四の二 金融商品に関する注記

四の三 賃貸等不動産に関する注記

第五十五条の八の次に次の二条を加える。

(金融商品に関する注記)

第五十五条の八の二 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの(重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 金融商品の状況に関する事項

二 金融商品の時価に関する事項

(賃貸等不動産に関する注記)

第五十五条の八の三 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 賃貸等不動産の状況に関する事項
- 二 賃貸等不動産の時価に関する事項

第五十七条第一項第三号中「デリバティブ取引」の下に「（法第二条第六項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）」を加える。

(特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正)

第七条 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の三号を加える。

四 資産除去債務 有形固定資産（特定資産の部に表示される資産であつてこれに相当するものを含む

。以下この号において同じ。）の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。

五 金融商品 金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第十四項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。

六 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

第八条の次に次の二条を加える。

（金融商品に関する注記）

第八条の二 金融商品に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

一 金融商品の状況に関する事項

二 金融商品の時価に関する事項

(賃貸等不動産に関する注記)

第八条の三 賃貸等不動産に関する次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

二 賃貸等不動産の時価に関する事項

第十七条第一号ヨ中「できる」を「することができる」に改め、同条第二号へ中「耐用年数」を「耐用年数が」に改める。

第二十二条中「固定資産は」を「固定資産に関する事項であつて」に、「とする」を「は、注記しなければならない」に改める。

第二十六条第一号ト中「支払又は返済される」を「支払われ、又は返済される」に改め、同号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

ト 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの

第二十六条第二号中ニをホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 資産除去債務のうち、前号トに掲げるもの以外のもの

第五十九条第三項中「、営業損失金額」を「営業損失金額」に改める。

第六十条第一項中「加算して」を「加えて」に改め、同条第二項中「、経常損失金額」を「経常損失金額」に改める。

第六十一条第一項中「加算して」を「加えて」に改め、同条第二項中「、税引前当期純損失金額」を「税引前当期純損失金額」に改める。

第六十三条第二項中「、当期純損失金額」を「当期純損失金額」に改める。

(金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正)

第八条 金融商品取引所等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第九十八条」を「―第九十九条」に、「第九十九条―第一百二条」を「第一百条・第一百一条」に

、「第百三条」を「第百二条」に、「第百四条―第百八条」を「第百三条―第百六条」に、「第百九条」を「第百七条―第百九条」に改める。

第一条第三項中第八号から第十号までを次のように改める。

八 純財産等 会員金融商品取引所の基本金、基本準備金、基本積立金及び剰余金又は不足金をいう。

九 支配取得 法人が他の法人（当該法人と当該他の法人が共通支配下関係にある場合における当該他の法人を除く。以下この号において同じ。）又は当該他の法人の事業に対する支配を得ることをいう。

十 共通支配下関係 二以上の者（人格のないものを含む。以下この号において同じ。）が同一の者に

支配（一時的な支配を除く。以下この号において同じ。）をされている場合又は二以上の者のうちの

一の者が他のすべての者を支配している場合における当該二以上の者に係る関係をいう。

第一条第三項中第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とし、第十五号から第十八号までを削り、第十九号を第十二号とし、同項第二十号中「新設合併消滅会員金融商品取引所のうち、一の会員金融商品取引所の有する財産に付された新設合併直前の帳簿価額を当該財産に付すべき新設合併設立会員金融商品取引所における帳簿価額とすべき場合における当該一の会員金融商品取引所」を「新設合併消

減会員金融商品取引所のうち、法第三百三十八条に規定する新設合併により支配取得をするもの」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第二十一号を第十四号とし、第二十二号及び第二十三号を削り、第二十四号を第十五号とし、第二十五号から第二十七号までを削り、第二十八号を第十六号とし、同項第二十九号中「第百八条第一号に規定する」を削り、同号を同項第十七号とし、同項中第三十号を第十八号とする。

「第二目 会員金融商品取引所と会員金融商品取引所の吸収合併の場合の計算」を削る。

第九十九条を次のように改める。

(のれん)

第九十九条 会員金融商品取引所は、吸収合併（法第三百三十七条に規定する吸収合併をいう。次条及び第百一条において同じ。）又は新設合併（法第三百三十八条に規定する新設合併をいう。第百三条から第百五条までにおいて同じ。）をする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

第九十九条の次に次の目名を付する。

第二目 会員金融商品取引所と会員金融商品取引所の吸収合併の場合の計算

第百条を削る。

第百一条を次のように改め、同条を第百条とする。

（吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続会員金融商品取引所の持分である場合における吸収合併存続会員金融商品取引所の純財産等の変動額）

第百一条 吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続会員金融商品取引所の持分である場合には、吸収合併存続会員金融商品取引所において変動する純財産等の総額（次項において「純財産等変動額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる額とする。

一 当該吸収合併が支配取得に該当する場合（吸収合併消滅会員金融商品取引所による支配取得に該当する場合を除く。） 吸収合併対価時価又は吸収合併対象財産の時価を基礎として算定する方法（次号において「吸収合併対価時価等を基礎として算定する方法」という。）

二 吸収合併存続会員金融商品取引所と吸収合併消滅会員金融商品取引所が共通支配下関係にある場合 吸収合併対象財産の吸収合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（吸収合併対価時価等を基礎として算定する方法によるべき部分にあっては、当該方法。次号において「帳簿価額等を基礎と

して算定する方法」という。）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 帳簿価額等を基礎として算定する方法

2 吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続会員金融商品取引所の持分である場合には、吸収合併存続会員金融商品取引所の基本金及び基本準備金の増加額は純財産等変動額の範囲内で吸収合併存続会員金融商品取引所が吸収合併契約の定めに従いそれぞれ定めた額とし、基本積立金及び剰余金又は不足金の額は変動しないものとする。ただし、純財産等変動額が零未満の場合には、当該純財産等変動額を剰余金の減少額又は不足金の増加額とし、基本金、基本準備金及び基本積立金の額は変動しないものとする。

第二百二条を次のように改め、同条を第百一条とする。

（純財産等を引き継ぐ場合における吸収合併存続会員金融商品取引所の純財産等の変動額）

第二百二条 前条の規定にかかわらず、吸収合併対価の全部が吸収合併存続会員金融商品取引所の持分である場合であつて、吸収合併消滅会員金融商品取引所における吸収合併の直前の純財産等を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、吸収合併の直前の吸収合併消滅会員金融商品取引所の基本

金、基本準備金並びに基本積立金及び剰余金又は不足金の額をそれぞれ当該吸収合併存続会員金融商品取引所の基本金、基本準備金並びに基本積立金及び剰余金又は不足金の変動額とすることができる。

2 吸収合併対価が存しない場合であつて、吸収合併消滅会員金融商品取引所における吸収合併の直前の純財産等を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、吸収合併の直前の吸収合併消滅会員金融商品取引所の基本金及び基本準備金の合計額を当該吸収合併存続会員金融商品取引所の基本準備金の変動額とし、吸収合併の直前の基本積立金及び剰余金又は不足金の額を当該吸収合併存続会員金融商品取引所の剰余金又は不足金の変動額とすることができる。

第百三条を第百二条とする。

第百四条及び第百五条を削る。

第百六条を次のように改め、同条を第百三条とする。

(支配取得に該当する場合における新設合併設立会員金融商品取引所の純財産等)

第百六条 新設合併が支配取得に該当する場合には、新設合併設立会員金融商品取引所の設立時の純財産等の総額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額(次項において「純財

産等変動額」という。)とする。

一 新設合併取得会員金融商品取引所に係る部分 当該新設合併取得会員金融商品取引所の財産の新設合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法により定まる額

二 新設合併取得会員金融商品取引所以外の新設合併消滅会員金融商品取引所に係る部分 当該新設合併消滅会員金融商品取引所の会員に交付される新設合併対価時価又は新設合併対象財産の時価を基礎として算定する方法により定まる額

2 新設合併が支配取得に該当する場合には、当該新設合併設立会員金融商品取引所の設立時の基本金及び基本準備金の額は純財産等変動額の範囲内で新設合併消滅会員金融商品取引所が新設合併契約の定めに従いそれぞれ定めた額とし、基本積立金及び剰余金又は不足金の額は零とする。ただし、純財産等変動額が零未満の場合には、当該額を設立時の不足金の額とし、基本金、基本準備金及び基本積立金の額は零とする。

3 前二項の規定にかかわらず、新設合併が支配取得に該当する場合であつて、新設合併取得会員金融商品取引所の会員に交付する新設合併対価の全部が新設合併設立会員金融商品取引所の持分であるときは

、新設合併設立会員金融商品取引所の設立時の基本金、基本準備金並びに基本積立金及び剰余金又は不足金の額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める規定を準用してそれぞれ算定される額の合計額とすることができる。

一 新設合併取得会員金融商品取引所に係る部分 第二百五条

二 新設合併取得会員金融商品取引所以外の新設合併消滅会員金融商品取引所に係る部分 第一項（同項第一号に係る部分を除く。）及び前項

第百三条の次に次の一条を加える。

（共通支配下関係にある場合における新設合併設立会員金融商品取引所の純財産等）

第百四条 新設合併消滅会員金融商品取引所の全部が共通支配下関係にある場合には、新設合併設立会員金融商品取引所の設立時の純財産等の総額は、新設合併対象財産の新設合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前条第一項第二号に規定する方法によるべき部分にあつては、当該方法）に従い定まる額とする。

2 新設合併消滅会員金融商品取引所の全部が共通支配下関係にある場合には、新設合併設立会員金融商

品取引所の設立時の基本金、基本準備金並びに基本積立金及び剰余金又は不足金の額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める規定を準用してそれぞれ算定される額の合計額とする。

- 一 承継消滅会員金融商品取引所に係る部分 次条第一項
- 二 非承継消滅会員金融商品取引所に係る部分 前条第二項

第一百七条を次のように改め、同条を第一百五条とする。

(純財産等を引き継ぐ場合における新設合併設立会員金融商品取引所の純財産等)

第一百七条 新設合併消滅会員金融商品取引所の全部が共通支配下関係にある場合であつて、新設合併対価の全部が新設合併設立会員金融商品取引所の持分であり、かつ、新設合併消滅会員金融商品取引所における新設合併の直前の純財産等を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、新設合併の直前の各新設合併消滅会員金融商品取引所の基本金、基本準備金並びに基本積立金及び剰余金又は不足金の額の各合計額をそれぞれ当該新設合併設立会員金融商品取引所の設立時の基本金、基本準備金並びに基本積立金及び剰余金又は不足金の額とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、同項の場合であつて、非対価交付消滅会員金融商品取引所があるときには

、当該非対価交付消滅会員金融商品取引所の基本金及び基本準備金の合計額を当該非対価交付消滅会員金融商品取引所の基本準備金の額とみなし、当該非対価交付消滅会員金融商品取引所の基本積立金及び剰余金又は不足金の額を当該非対価交付消滅会員金融商品取引所の剰余金又は不足金の額とみなして、同項の規定を適用する。

第百八条を次のように改め、同条を第百六条とする。

(その他の場合における新設合併設立会員金融商品取引所の純財産等)

第百八条 第百三条第一項及び第百四条第一項に規定する場合以外の場合には、新設合併設立会員金融商品取引所の設立時の基本金、基本準備金並びに基本積立金及び剰余金又は不足金の額は、前二条の例により計算する。

第百九条を第百七条とし、同条の次に次の二条を加える。

第百八条及び第百九条 削除

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十一年七月一日から施行する。

(投資法人の設立に関する経過措置)

第二条 この府令の施行の日(以下「施行日」という。)前に投資信託及び投資法人に関する法律第六十六条第一項の規約を作成して投資法人(同法第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下同じ。)を設立しようとする設立企画人が同法第七十一条第一項の規定により通知すべき事項については、なお従前の例による。

2 施行日前に招集の手続が開始された投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律第七十三条第三項に規定する創立総会に係る創立総会参考書類(同条第四項において読み替えて準用する同法第九十一条第四項に規定する創立総会参考書類をいう。)については、なお従前の例による。

(投資主総会参考書類に関する経過措置)

第三条 施行日前に招集の手続が開始された投資法人の投資主総会に係る投資信託及び投資法人に関する法律第九十一条第四項に規定する投資主総会参考書類については、なお従前の例による。

(投資法人債権者集会参考書類に関する経過措置)

第四条 施行日前に招集の手続が開始された投資法人の投資法人債権者集会に係る投資法人債権者集会参考書類（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十第二項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百二十一条第一項に規定する投資法人債権者集会参考書類をいう。）については、なお従前の例による。

（投資法人の資産運用報告に関する経過措置）

第五条 施行日前にその末日が到来した営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。次条において同じ。）のうち最終のものに係る投資法人の資産運用報告については、なお従前の例による。

（投資法人の計算関係書類に関する経過措置）

第六条 この府令による改正後の投資法人の計算に関する規則（以下「新投資法人計算規則」という。）第二章第二項第十八号並びに第三十八条第二項第一号及び第二号への規定は、平成二十二年四月一日前に開始する営業期間に係る投資法人の計算関係書類（新投資法人計算規則第二章第二項第一号に規定する計算関係書類をいう。以下この条において同じ。）については、適用しない。ただし、同日前に開始する営

業期間に係る計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

2 新投資法人計算規則第二条第二項第十九号及び第二十号、第五十八条第七号の二及び第七号の三、第六十六条の二並びに第六十六条の三の規定は、平成二十二年三月三十一日前に終了する営業期間に係る投資法人の計算関係書類については、適用しない。ただし、同日前に終了する営業期間に係る投資法人の計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

(募集投資口の発行に際しての計算に関する経過措置)

第七条 施行日前に投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第五項に規定する募集事項の決定があった場合における同法第二条第十四項に規定する投資口の発行に際しての計算については、なお従前の例による。

(投資法人の吸収合併等に際しての計算に関する経過措置)

第八条 施行日前に吸収合併契約又は新設合併契約が締結された投資法人の投資信託及び投資法人に関する

法律第四百四十七条第一項に規定する吸収合併又は同法第四百四十八条第一項に規定する新設合併に際しての計算については、なお従前の例による。

(投資法人の設立に際しての計算に関する経過措置)

第九条 施行日前に作成された投資信託及び投資法人に関する法律第六十六条第一項の規約に係る投資法人の設立に際しての計算については、なお従前の例による。

(特定社債権者集会参考書類に関する経過措置)

第十条 施行日前に招集の手続が開始された特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。）の特定社債権者集会に係る特定社債権者集会参考書類（同法第二百二十九条第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十一条第一項に規定する特定社債権者集会参考書類をいう。）については、なお従前の例による。

(特定目的会社の事業報告等に関する経過措置)

第十一条 施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る特定目的会社の事業報告及びその附属明細書については、なお従前の例による。

(特定目的会社の計算関係書類に関する経過措置)

第十二条 この府令による改正後の特定目的会社の計算に関する規則（以下「新特定目的会社計算規則」という。）第二条第二項第七号並びに第二十九条第一号ル及び第二号ホの規定は、平成二十二年四月一日前に開始する事業年度に係る特定目的会社の計算関係書類（同項第三号に規定する計算関係書類をいう。以下この条において同じ。）については、適用しない。ただし、同日前に開始する事業年度に係る特定目的会社の計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

2 新特定目的会社計算規則第二条第二項第八号及び第九号、第四十九条第七号の二及び第七号の三、第五十七条の二並びに第五十七条の三の規定は、平成二十二年三月三十一日前に終了する事業年度に係る計算関係書類については、適用しない。ただし、同日前に終了する事業年度に係る計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

(募集特定出資の発行等に際しての計算に関する経過措置)

第十三条 施行日前に資産の流動化に関する法律第三十六条第二項に規定する募集事項の決定又は同法第三

十九条第一項の規定による取締役の決定があつた場合における同法第二条第六項に規定する特定出資又は優先出資（同条第五項に規定する優先出資をいう。次項において同じ。）の発行に際しての計算については、なお従前の例による。

2 施行日前に新優先出資引受権の行使があつた場合における優先出資の発行に際しての計算については、なお従前の例による。

（特定目的会社の設立に際しての計算に関する経過措置）

第十四条 施行日前に定款の認証を受けた定款に係る特定目的会社の設立に際しての計算については、なお従前の例による。

（特定目的会社の社員総会参考書類に関する経過措置）

第十五条 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時社員総会より前に開催される特定目的会社の社員総会に係る社員総会参考書類（資産の流動化に関する法律第五十五条第六項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する社員総会参考書類をいう。）については、なお従前の例による。

(投資信託財産の計算関係書類に関する経過措置)

第十六条 この府令による改正後の投資信託財産の計算に関する規則（以下「新投資信託財産計算規則」という。）第二条第二項第三号の規定並びに第十九条第二項第一号ト及び第二号ニの規定（これらの規定を新投資信託財産計算規則第六十二条において準用する場合を含む。）は、平成二十二年四月一日前に開始する計算期間に係る投資信託財産（投資信託及び投資法人に関する法律第三条第二号に規定する投資信託財産及び同法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の計算関係書類（新投資信託財産計算規則第二条第二項第一号に規定する計算関係書類をいう。以下この条において同じ。）については、適用しない。ただし、同日前に開始する計算期間に係る計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

2 新投資信託財産計算規則第二条第二項第四号及び第五号の規定並びに新投資信託財産計算規則第五十五条の三第四号の二及び第四号の三、第五十五条の八の二並びに第五十五条の八の三の規定（これらの規定を新投資信託財産計算規則第六十二条において準用する場合を含む。）は、平成二十二年三月三十一日前に終了する計算期間に係る投資信託財産の計算関係書類については、適用しない。ただし、同日前に終了

する計算期間に係る計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

(特定目的信託財産の計算関係書類に関する経過措置)

第十七条 この府令による改正後の特定目的信託財産の計算に関する規則（以下「新特定目的信託財産計算規則」という。）第二条第二項第四号並びに第二十六条第一号ト及び第二号ニの規定は、平成二十二年四月一日前に開始する計算期間に係る特定目的信託財産（資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託の信託財産をいう。次項において同じ。）の計算関係書類（新特定目的信託財産計算規則第十二条第一項に規定する計算関係書類をいう。以下この条において同じ。）については、適用しない。ただし、同日前に開始する計算期間に係る計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

2 新特定目的信託財産計算規則第二条第二項第五号及び第六号、第八条の二並びに第八条の三の規定は、平成二十二年三月三十一日前に終了する計算期間に係る特定目的信託財産の計算関係書類については、適用しない。ただし、同日前に終了する計算期間に係る計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるもの

については、これらのすべての規定により作成することができる。

(金融商品取引所の吸収合併等に際しての計算に関する経過措置)

第十八条 施行日前に吸収合併契約又は新設合併契約が締結された会員金融商品取引所（金融商品取引法第八十七条の六第一項に規定する会員金融商品取引所をいう。以下この条において同じ。）と会員金融商品取引所又は同法第八十七条の六第二項に規定する株式会社金融商品取引所との同法第三百三十六条第二項に規定する吸収合併又は同項に規定する新設合併に際しての計算については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十九条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。